

「高等学校等就学支援金」関連手続（2022年7月以降分）についてのお知らせ

平素より本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき、まことにありがとうございます。

皆様ご承知のとおり、就学支援金制度は、毎年当該年度の課税額等が固まる時期（6～7月）に都度、（皆様の場合は千葉県総務部学事課が）最新の収入状況を確認のうえ判定し、7月以降の受給資格とランクを決定する仕組みとなっています。

《就学支援金が支給される収入基準》

| 市区町村民税の課税標準額 × 6% － 市区町村民税の調整控除の額★ | 親権者の年収 (合計額)の目安★ | 支給ランク | 月額 | 年額 (月額×12) |
|---------------------------------------|---------------------|-------|---------|---------------|
| 154,500円未満 | 590万円未満 | 加算あり | 33,000円 | 396,000円 |
| 304,200円未満 | 910万円未満 | 加算なし | 9,900円 | 118,800円 |
| 304,200円以上 | 910万円以上 | 支給なし | — | — |

★保護者（親権者）の合算により判断されます。なお、住民税の課税地が政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じます。

★法律施行令の一部改正に伴い、2022年7月以降分の支給において保護者等の生徒等が就学支援金支給年度の前年度の1月1日から3月31日までの間に16歳となった場合は課税標準額から330,000円が控除されます。

★課税標準額は、勤務先から配付される住民税の「令和4年度特別徴収税額通知書」、または市区町村から郵送される住民税の「令和4年度税額決定納税通知書」、市区町村窓口で発行する「所得課税証明書」などで確認できます。

★年収の目安について、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人で構成される4人世帯を想定しています。

★2022（令和4）年1月1日時点で保護者等が海外に赴任していたため、住民税が課されていない世帯については、保護者の一方が海外赴任の場合、国内に在住する親権者が所得要件を満たしていれば、基本額（118,800円）のみ支給されます。双方海外赴任の場合も、基本額（118,800円）のみ支給となります。

1. 今回の手続について

すでに4月手続にて就学支援金受給資格の認定を受けている方と、認定を受けておらず新たに申請される方とは手続や提出書類が違います。手続の流れは次ページのフローチャートをご確認ください。

* 手続に必要な各提出書類は、学校ホームページ「事務室より」【就学支援金関連手続】よりダウンロードするか、事務室までご請求ください。

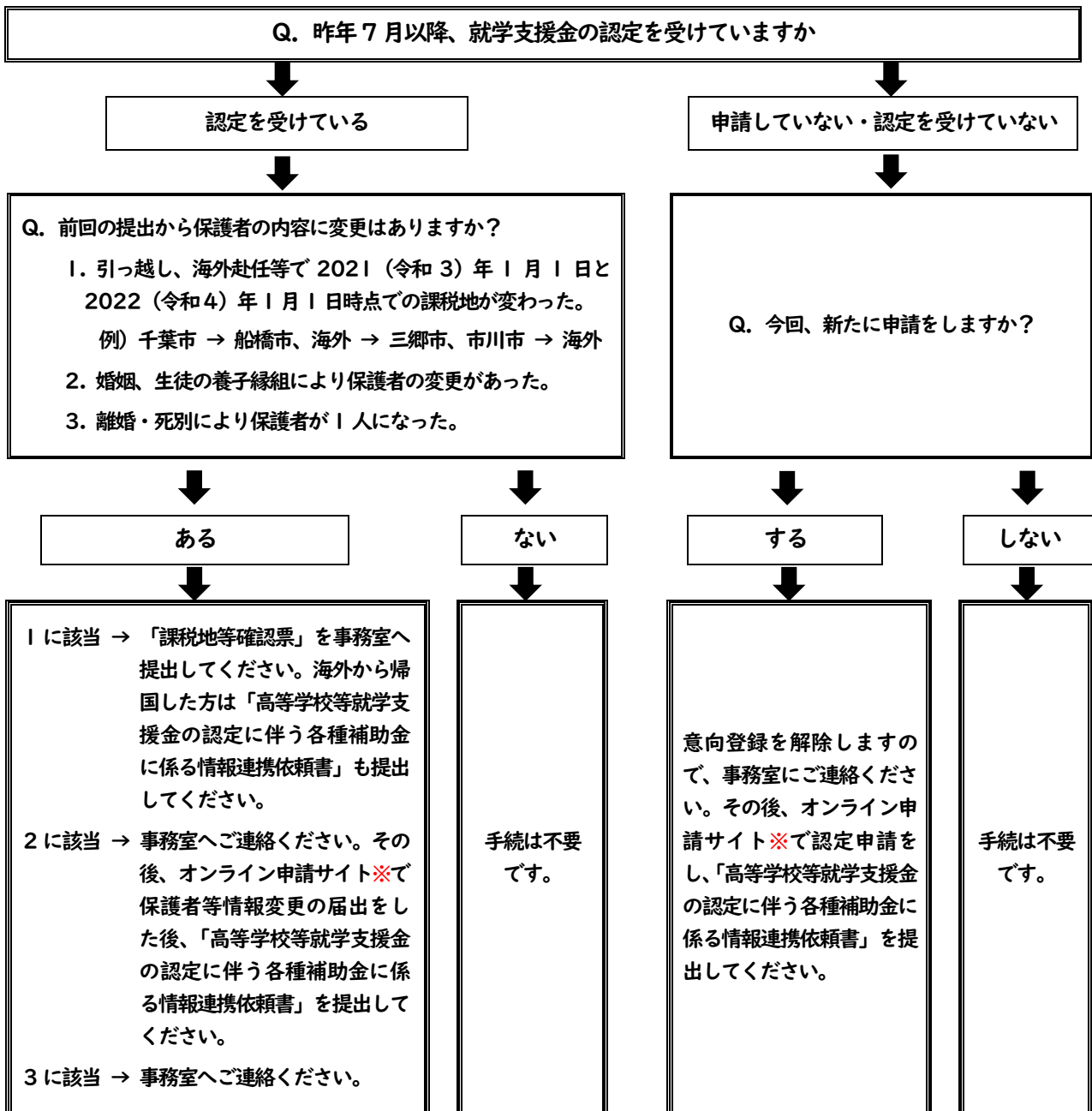
* **現在認定を受けていて課税地または、保護者の変更がない方は手続不要です。**申請時に提出されたマイナンバーをもとに7月以降の給付について審査が行われます。

* ご準備いただいた各書類は、市販の封筒等に入れ厳封のうえ、**7月20日（水）**までに事務室に直接提出してください。千葉県への学校経由正式申請日程の都合上、期限厳守をお願いいたします。なお、クラス担任は書類を受け取ることができません（☞事務処理を県から委任されている事務室の担当職員のみが預かり、厳重保管します）。

◆ 申請に関するお問い合わせ先

学校事務室 Tel. 04-7174-3100 / メール kajimu@ow.shibaura-it.ac.jp

2. 申請手続きフローチャート



※オンライン申請サイトのアドレス → <https://www.e-shien.mext.go.jp/>

- ◆ オンライン申請に必要なID・パスワード記載の紙を紛失された方は、事務室までご連絡ください。
- ◆ 審査は提出していただいたマイナンバーをもとに千葉県がを行います。
- ◆ 結果については、千葉県からの結果が届き次第、学校から個別にお知らせいたします。

3. 今後の手続について

- ◇ 就学支援金受給中に以下の事実が発生した場合は、速やかに事務室までご連絡ください。
 - ・婚姻、離婚・死別により保護者の変更があった。
 - ・税額の更正により課税標準額に変更があった。
- ◇ 途中からでも申請ができます。
 - ・上記提出締切日に間に合わなくても途中から申請できます。ただし、申請をした月からの認定になり、遡っての支給はありません。
 - ・条件不適合で認定を受けていない方で、離婚・死別により保護者の変更が生じた方も途中から申請ができます。申請を希望される場合は、速やかに事務室までご連絡ください。

以上